

## 「国立市しょうがい福祉サービス事業所等事業継続支援給付金」交付申請案内

### 1. 概要

国立市内で、燃料費・食材費等をはじめとした物価高騰の影響を受けながら、事業を継続しているしょうがい福祉サービス事業所等を運営する事業者には支援給付金を支給します。

### 2. 対象事業所

国立市内に住所を有し、以下のいずれにも該当する事業所

①令和6年12月3日時点で東京都・国立市から障害者総合支援法もしくは児童福祉法に基づく指定を受けている。（国立市登録の基準該当事業所を含む）

（※）総合支援法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターも含まれますのでご注意ください。

②申請時点で事業を廃止・休止していない。

### 3. 交付額

1事業所につき5万円

（※）同一事業所で複数のサービスを提供している場合は、事業所番号毎に1事業所となります。

地域活動支援センターは、障害者総合支援法等の指定事業所とは別に、1事業所として申請してください。

### 4. 申請者

運営事業者（法人等）にて、運営している事業所分を取りまとめて申請してください。振込先については、運営事業者の名義（法人等）の口座を指定してください。

### 5. 提出物

①国立市しょうがい福祉サービス事業所等事業継続支援給付金交付申請書（1号様式）

②交付申請書の別紙（事業所数が6カ所以上の事業者のみ）

申請書の様式は、国立市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kenko/shogaisha/1/9807.html>

### 6. 提出方法

原則、郵送による提出をお願いします。

※持ち込みによる提出の場合、受付は平日の9時から17時となります。

### 7. 申請期限

令和7年1月10日（金曜日）

## 8. 支援給付金の使途について

各事業所において、燃料費・食材費等をはじめとした物価高騰の影響を受けた費用等の一部として充当してください。なお、市より活用状況について、別途報告を求める場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

## 9. ご提出先・お問い合わせ先

〒186-8501

国立市富士見台2-47-1

国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課手当・給付係

担当：松浦

電話：042-576-2111（内線 162・161）

メール：sec\_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp